久留米市外の幼稚園（私学助成）利用者向け

令和元年１０月施行

幼児教育・保育の無償化

久留米市
子ども未来部

幼稚園を利用する満３歳からの子どもたちの利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限２５，７００円です。
- 月々の保育料は、２５，７００円を差し引いた額をご負担いただきます。（２５，７００円以下の保育料月額の場合は、０円となります。また、久留米市外に居住の場合は、その市町村の取扱いによります。）
- 無償化の期間は、満３歳から小学校入学前までの３年間です。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。（ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第３子以降の子供たちの副食（おかず・おやつ等）の費用については、免除となります。）

◆幼児教育・保育を無償化するためのしくみ

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。（私学助成対象の）幼稚園を利用する方は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けていただきます。

①教育認定（１号認定）…満３歳以上の全ての園児が対象です。

②保育認定（２号認定）…３歳児以上のお子さんが対象です。保育の必要性があり、教育利用に加えて預かり保育を利用する場合に必要となります。（保育認定が無い場合も預かり保育を利用することはできますが、無償化の対象とはなりません。）

③保育認定（３号認定）…満３歳（２歳児）のお子さんが対象です。２号認定と同じ条件ですが、市町村民税非課税世帯のみが対象となります。

年齢クラス	市民税非課税世帯	保育の必要性	教育時間の利用	預かり保育利用
満３歳	課税	常時	①	○
		一時的、なし	①	○
	非課税	常時	③	
		一時的、なし	①	○
３歳児以上		常時	②	
		一時的、なし	①	○

- ①～③の認定を受けることで、利用料が（上限額まで）無償となります。
- ②～③の認定に係わらず預かり保育利用は可能です。（無償化の対象外利用、上記○）
- 保育の必要性における「常時」は月６４時間（一日４時間×週４日）以上が目安となります。

◆無償化対象費用とそれ以外の負担（私学助成幼稚園の場合）

負担額

- (1)保育料相当額
- (2)預かり保育利用料
- (3)給食費などの実費

無償化の対象となる費用は、(1)保育料相当額と(2)預かり保育利用料（保育認定が必要）になります。また、(3)給食費などの実費を負担していただきます。

(1)保育料相当額

- 利用料無償化の月額上限額は２５，７００円です。
- 利用料（の月額上限額まで）は、保護者に代わって市が幼稚園に支払います。（法定代理受領）
- 幼稚園が市から受領する月額上限額を超える差額は、保護者が幼稚園に支払います。

（保育料が上限額未満の時は、支払額は０円となります。上限額までの払戻しはありません。）

※入園料の月割り額（在籍月で割った金額）も無償化の対象となりますが、既に支払済みの場合は、保護者からの請求を幼稚園が取りまとめて市が直接支払います。（償還払い。下表は、入園料３６，０００円、１２カ月在籍の場合の例です。）

例示	保育料月額(A)	実支払額	入園料月割り(B)	上限額－(A)	償還払い月額 (A),(B)少ない方
例1	30，000円	4，300円	3，000円	0円	0円
例2	25，000円	0円	3，000円	700円	700円

(2)預かり保育利用料

- 保育認定がある場合に無償化の対象となります。保育認定以外の方は、幼稚園が設定する金額を指定の方法で支払ってください。
- 利用料無償化の日額上限額は４５０円です。
- 保護者は利用料を幼稚園に支払い、支払った額と無償化上限額の小さい方を市に請求します。（償還払い）

例示	利用日数/月	預かり保育料日額	利用料月額	無償化上限額	請求額	上限額＝
例1	20日	500円	10，000円	9，000円	9,000円	450円×20日
例2	20日	400円	8，000円	9，000円	8,000円	

- 年間の預かり保育実施日数が２００日未満または平日の開園時間が８時間未満の幼稚園を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料も月額上限額（１１，３００円※）の範囲内で無償化されます。（※保育認定（3号認定）は16，300円）

(3)給食費などの実費

- 実費として負担していただく費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外となります。
- 利用契約に従って保護者が幼稚園に支払います。（幼稚園は書面で明示し説明します。）

◆給付を受けるための認定の手続き

本年１０月から幼児教育の無償化がはじまります。無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。

(1)手続きの流れ

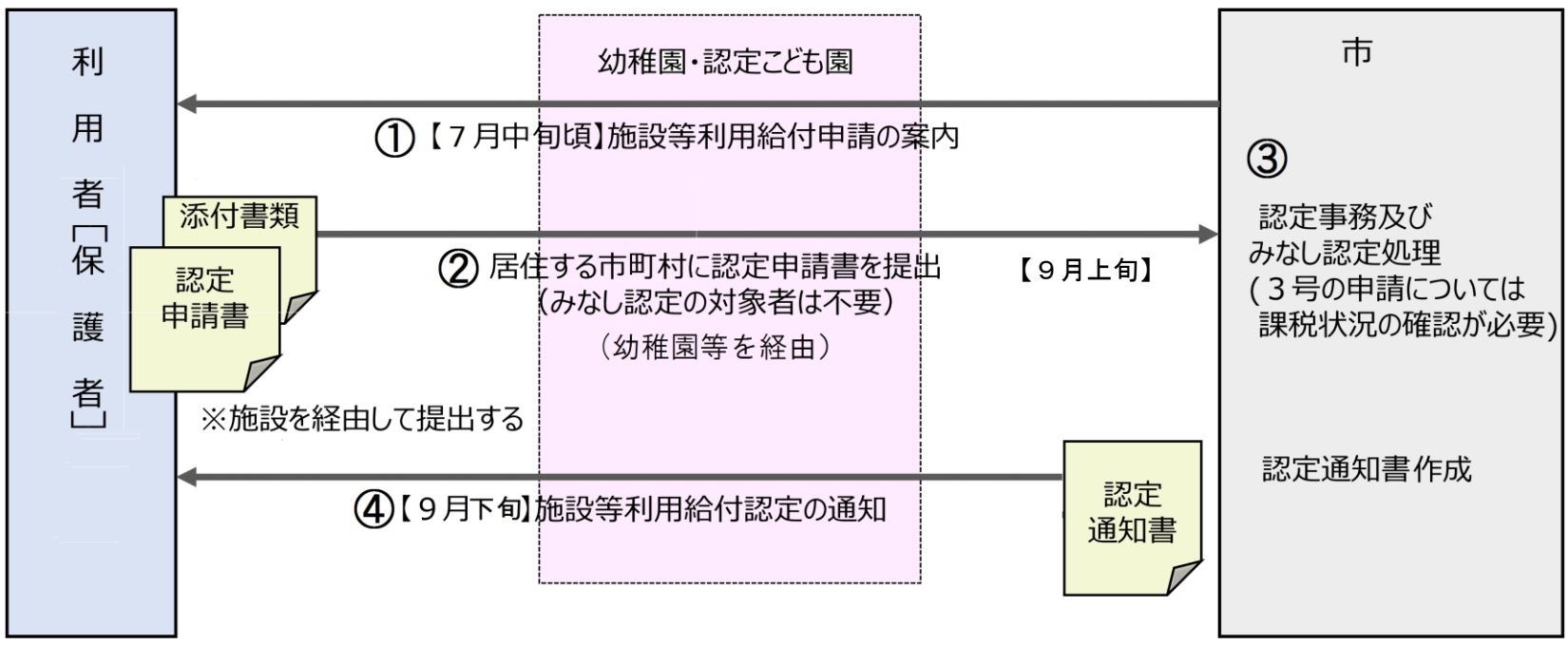

(2)申請書類について

①幼稚園に通っているが、家庭での保育が可能な世帯（専業主婦など）

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）（第７号様式）

②幼稚園、認定こども園（教育認定）の預かり保育を利用しており、下記認定の要件にあてはまる方（共働き世帯や、シングルで働いている世帯など）

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の４第２号・第３号）（第７号様式の２）
- 下記認定の要件の添付書類（「就労している」･･･就労証明書（父・母））

認定の要件

保護者の状況	認定の有効期間	添付書類（下線は市指定様式あり）
就労している （64 時間/月以上の労働を常態としている）	最長で卒園まで	・就労証明書
妊娠中であるか出産後間もない 産前８週、産後８週	分娩(予定)日基準、産前８週の日の属する月の初日から産後８週の日の属する月の月末まで	・母子健康手帳（出産予定日のわかるもの）または診断書
疾病または心身に障害がある	最長で卒園まで	・診断書または障害者手帳
親族を常時介護または看護している （64 時間/月以上の看護を常態としている）	最長で卒園まで	・看護・介護申立書 介護される人の診断書または障害者手帳など
災害の復旧に当たっている	最長で卒園まで	・申立書、罹災証明書
求職活動(起業の準備を含む)中である	施設の利用開始から３か月	・求職中申立書
学校に通っている、職業訓練を受けている （64 時間/月以上の就学を常態としている）	就学期間終了日の属する月の末日まで	・就学証明書

◆給食費（副食費）の負担減免制度について

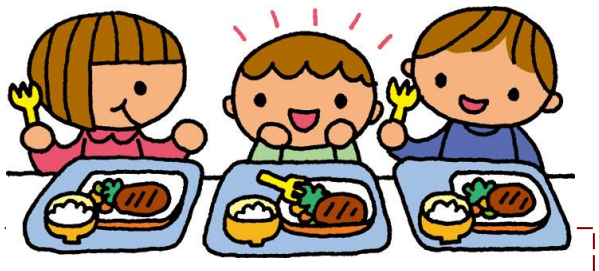

幼稚園の給食費（副食材料費相当分）については、国において負担減免制度があります。

（国資料から抜粋）

新制度未移行園の副食材料費の負担減免について

実費徴収に係る補足給付事業の概要（事業の要件・副食費の範囲）

◆認定こども園・保育所・幼稚園の利用者との公平の観点から、10月から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行うこととする（子ども・子育て支援法第59条第3号ロ）。

◆本事業は地域子ども・子育て支援事業の１つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定する。国の補助対象は次のとおり。なお、特別支援学校については、特別支援学校就学奨励事業が別途あるため、対象外。

- 年収360万円未満相当世帯の子ども
- 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

◆事業の対象は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。ただし、家から持参する弁当は対象外。）。

◆各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分」※が対象（月額４５００円上限）。
※主食費、人件費、光熱水費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（ミルク、おやつを含む。）

◆施設等利用費の請求について

預かり保育利用料の請求は、３ヶ月ごとに保護者の方が、久留米市に行う必要があります。

請求の手続きに必要な書類は、次のとおりです。

- 施設等利用費請求書※1
- 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証※2
- 特定子ども・子育て支援提供証明書※2

4～6 月分の請求	７月10日まで
7～9 月分の請求	10月10日まで
10～12月分の請求	１月10日まで
1～3 月分の請求	４月10日まで

※1：保護者の方が作成します。
様式は久留米市役所または久留米市ホームページから入手してください。
※2：利用している施設から、保護者の方へ発行されます。原本を請求書に添付してください。

◆認定申請書・施設等利用費請求書の提出先

〒830-8520　福岡県久留米市城南町 15-3
久留米市役所 16 階
子ども未来部 子ども保育課

◆Q&A

（問）幼稚園において、満２歳児を対象としたいわゆるプレスクール（プレ保育）を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。
（答）満２歳児を対象としたいわゆるプレスクール（プレ保育）については、幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。
（問）無償化の開始年齢は、満３歳になった日からですか。満３歳になった最初の４月からですか。また、６歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。
（答）幼稚園については、満３歳になった日から無償化の対象となります。また、年度途中に満６歳になっても、その年度の３月までの利用料は無償となります。ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（４月）からが施設等利用給付の対象となります。
（問）就園奨励費補助金は続くのですか。
（答）４ 月から ９ 月までの間は、引き続き幼稚園就園奨励費補助事業を実施します。１０月からは無償化制度に引き継がれ、幼稚園就園奨励費は終了します。

お問い合わせ先
久留米市子ども未来部子ども保育課
TEL ０９４２－３０－９０２５・９７５４
Fax ０９４２－３０－９７１８
Mail kodomo@city.kurume.fukuoka.jp